

教育計画に生かそう！「2022教育課程編成資料」



思い切った「改革」を

2～3ページ
 県内の具体的な
 事例を掲載

国は給特法を改正して教員の時間外勤務を「月 45 時間、1 年間 360 時間以内とする」と決めました。それを受けて宮城県も給特条例を見直し、更なる「働き方改革」を進めることを決めました。

対応に追われた新型コロナですが、教育課程のあり方を考え直すきっかけになったことも事実です。「ビルド&ビルド」から「スクラップ&ビルド」への転換も広がりました。しかし、まだまだ教育現場の多忙は解消されていません。給特法の趣旨と照らしても、残業せずに「勤務時間内に仕事が終わる」ことをめざすべきなのです。「教育課程の編成権」の主体は各学校にあります。自分たちの学校で何が不要で本当に必要なことは何かを議論し、みんなの合意で思い切った「改革」を進めましょう。



教員を増やし国の責任で少人数学級の拡充を

長年の運動の成果で、今年度から35人学級が小2で始まりました。しかし、小6実施まで4年間かかり、中学生を除くなど不十分なものです。拡充を求めて署名運動等に取り組みましょう。

小1～3、中1以外でも少人数学級は可能

国の実施（小1～3年）の他に宮城県では、中1年で「弾力化事業」として35人学級を行っています（仙台市は独自に、小4年・中1～3年で実施予定）。それ以外でも課題や困難がある場合には、「その他の加配」を用いて県独自の40人以下学級を導入している学校もあります。宮教組は県教委に学校の要望を吸い上げることがを約束させました。ぜひ、学校からも声をあげましょう。

特支在籍8名学級に加配、「担任」も可

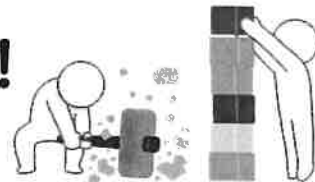
県教委は、特別支援学級1クラスの上限である8名在籍の学級には、可能な範囲で教員を加配し、その加配された教員を学級担任にして2学級にできるとしています。実質定員8名を引き下げることができるということです。ぜひ、加配を要望しましょう。

全ての担任教員に「空き時間」の確保、「T、Tより専科」

小学校でも教頭・主幹・教務が時間割に基づく授業を専科で受け持つことで、学級担任に空き時間を確保するようにしましょう。教頭などフリーの教員が受け持つ授業がT、Tや少人数指導では、必ずしも空き時間に結びつきません。交渉で「県教委は、T、Tよりも専科で授業に入ることを推進する立場」であることを確認しています。

また、県教委は空き時間確保のため「持ち時数調査」をすることを約束しました。全ての担任教員が、週5時間程度の空き時間を確保できるような授業分担を進める議論をしましょう。

県内の学校で、すでに実施しています！ 「働き方改革」県内の事例



この資料では、増え続けてきた業務をやめるためのシステム（明確な基準や観点）として、「やめる！」「減らす！」「変える！」の3つの観点を提起してきました。来年度に向けたスタートラインとなる「年度末反省会」等で議論をしましょう。忙しさをあきらめず、働きやすい職場づくりのために、みんなで知恵を出し合ひましょう。

やめる！ もうこれはいらない。やめて他の仕事をした方がよい



○行事の廃止 ・校内書きぞめ展・夏休み作品展・水泳大会・持久走大会・縄跳び大会・音楽会・職場体験	
○夜間（例18:00以降）の電話には出ない ・留守番電話を設置する。※緊急時は市町村教委に転送など	
○校内研究のまとめをつくらない ・授業研究時の資料を各自がファイリング。まとめはワンペーパーに	
○週案の反省欄をなくす（管理職も負担軽減に）	
○家庭訪問はしない。 ・実施しても玄関先で居住地確認のみ	
○作品募集をしない ・夏休みの作品募集をやめる→各団体に直接児童生徒が応募する ・書きぞめ、作文みやぎ、読書感想文、造形展などは希望者がいるときだけ出品する	
○登下校時の時間外街頭指導は地域の人に任せる	
○英語検定・漢字検定など学校での参加とりまとめをしない	
○会計業務をやめるように要請 ・給食費を公会計化し自治体が徴収する	
○日直当番の仕事は教職員の業務ではない ・各自が自分の分担を施錠し、校舎巡視は管理職の仕事とする ・日誌記入も管理職の業務に	
○地域のイベントへの教員の参加・引率 ・地域の「〇〇まつり」などは児童生徒の自主的な参加での運営を	
○異動のあいさつでのおみやげ持参や前任校への行事差し入れをやめる	

減らす！ すぐにやめられないけど、回数を減らすことはできる



○授業時数を減らす ・6時間授業の日を減らす。業前の時間をモジュールでカウントするなど ・余剰時数は3~4日分20時間程度でよい ・臨時休校や学級閉鎖にならなかつたら、年度末までに授業をカットする ・小学校1年生の4月（可能であれば1学期中）は4時間授業を行う	
○通信票の発行を減らす。所見も減らす ・3学期制でも発行は年2回にする。所見は面談を行う学期には書かない ・総合や英語は単元名のみ記載する。道徳の評価は年1回のみ	
○指導案の簡素化・焦点化、校内研究の簡素化で時間短縮 ・指導案を「A4判1枚（表裏）」にしている学校が多数	
○文書の簡素化 ・学級経営案で必要のない項目を減らす ・懇談資料をワンペーパーに	
○指導主事訪問時の提出物の簡素化 ・県内では、要録、出席簿等の公文書のみという学校が増えています。	
○児童生徒の委員会、クラブ活動、部活動を減らす ・担当は必ず複数にして負担を軽減する。クラブ活動は8割の学校が6~10時間程度	

○教育計画の項目を減らす・校務分掌を減らす ・「休眠状態」の教育計画の項目、校務分掌を廃止する ・一人当たりの校務分掌数を減らす	
○夏休みのプール開放日数を減らす、午前だけの開放も。開放をやめる学校も出ています	

変える！ やり方を変えたら、新たな時間を生み出せる



○小学校での授業分担 ・教頭、主幹教諭・教務も専科で授業を持つ	
○行事の見直し ・運動会を午前中に終える。団体種目をスリム化する。入場行進をやめる ・宿泊行事はねらいを明確にして2泊から1泊に ・児童会まつりやたてわり活動を子ども自身でできる内容に変える ・音楽集会での学年発表をやめる	
○集金業務の見直し ・教材費、学級費などの会計を保護者の口座振込制にする ・修学旅行・卒業アルバム代金は保護者が業者に直接納入する ・本や習字道具などの販売は、業者が学校で直接集金をする	
○学校日誌・保健日誌・通信票・指導要録・出席簿の電子化 ・公務支援ソフトが導入されていない場合、エクセルで対応	
○勤務時間管理をICカードで行う ・市町村での導入進む。県立学校では全面实施	
○学習指導の見直し ・宿題を減らしたり、ない日をつくったりする ・単元テストをやめる	
○清掃を委託する ・トイレ清掃、校内ワックスがけ、校地内草刈りや草取りは民間委託に ・プール清掃は保護者や地域のボランティアで	
○簡単な打合せ事項はパソコン画面で（パソコンが全員配備されることが前提で）	
○検診器具の消毒を業者に委託する	
○進学先へ送付する指導要録コピーの確認印は不要（県教委との口頭確認・2013.11.8） ・中学・高校に提出する要録の「原本と相違ない」の押印は不要。鑑にその旨を明記するだけでよい	
○PTA活動もスリムにする ・バレーボール大会（市P・単P）はやめる ・土曜日の資源回収や奉仕作業の見直し（どうしても実施するなら平日の夕方など）	

【中学校に係ること】



○高校入試出願書類は郵送に（配達日指定郵便の活用）	
○テスト日は半日に ・1日3教科までにして生徒の試験に向けた学習時間を確保 ・テスト最終日も部活中止とし、教師の採点時間保障を	
○部活動の見直し ・土日の1日と平日の1日の週2日以上休む。長期休業中の土日はしない ・全員加入から希望加入制に（仙台市内では進んでいる） ・顧問の複数配置制に ・部活動の方針、活動計画、教育課程外の活動であることを、校長がPTAに説明する ・部活動の地域移行について職員会議で話し合う ・駅伝大会に参加しない。駅伝大会に部での参加を強制しない	

「標準」時数は「最低」ではない 余剰は「20 時間」程度

計画の段階で「標準時数」を上回るように時数設定をし、災害や感染症などで結果的に「標準時数」を下回ったとしても問題はありません。「標準時数」には幅があり、「標準を下回ったり、上回ったりできる許容の範囲」です。教育課程の編成権は学校にあり、地域の状況や児童の実態に応じて「許容の範囲」は学校で決めてよいと考えられます。毎日6時間授業のような標準時数を大きく上回るような時数設定は、教員の長時間過密労働につながるだけでなく、子どもたちの過重負担にもなります。

県教委は、万が一に備える「余剰時数は20時間程度で良い」としています。余剰時数が35時間あれば、週時程から1コマ減らすことができます。また、余剰時数を使って、学期末の事務整理のために一定期間コマ数を減らすなどの工夫ができます。

働き過ぎた分は「勤務時間の割振り変更」で返してもらう

「残業代が出れば今の月給の1.5倍はもらえるのに…」今の学校は給特法の下で残業代を支払う必要がないため、勤務時間の管理がいい加減になりがちで、教員を働かせ放題の状況です。「勤務時間の割振り変更」によりオーバーした分を別の日に時間で返してもらいましょう。

宮城県でも対象業務が拡大！

今年の教職員課長交渉で、これまで「泊を伴う教育活動」のみに限定されていた「勤務時間の割振り変更」の対象業務が拡大されました。課長は、「割振りできる、できないの判断は『業務』であるかどうかだけであり、業務なら何でも割り振れる」としました(2021.8.10 教職員課長通知)。

仙台市は、県に先行して実施！

仙台市教委は割振りを行うべき業務の対象を次のように具体的に示し、その徹底を求めています(2018.4.3教職員課長通知)。

- ① 学年会議、修学旅行等、家庭訪問、不登校対応、登校指導
- ② 夜間巡視、地域清掃、地域連携推進のための会議等、地域防災訓練のための会議
- ③ PTA主催の研修会、PTA役員会、健全育成委員会、施設開放委員会



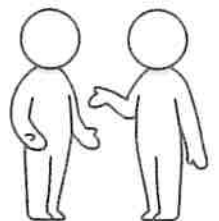
泊を伴う行事の翌日は子どもも教員も休みに

県教委は「泊を伴う行事の翌日の取扱」について、「翌日の勤務時間を全て割り振ると『週休日』を増やすことになるので不適切と考えるが、児童・生徒の授業時数を確保した上で、翌日に数時間の勤務時間を割振り、その時間に年休を取得することを妨げるものではない」と回答(2019.8.20 県教委交渉)。宿泊行事の翌日に、6時間45分勤務の割振り変更を行い、残り1時間を年休で埋めるなどし、児童・生徒も引率した教職員も「実質休み」とすることができます。仙台市内の中学校では一般的となっています。県教委は、「地教委に周知する」としていますので、各学校で次年度計画に反映されるようにしましょう。

「学校安全衛生委員会」を開催していますか？

労働安全衛生法第1条により、50人以上の事業所には「職場安全衛生委員会」を設置して快適な職場環境づくりの話し合いを行わなくてはなりません(国も県も50人以下の学校でも開催することを奨励)。

人間関係が円満であるか、ストレスを抱える職員はいないか等を検証するとともに、私たちの業務を見直し、勤務時間内に仕事が終わるようにするための議論の場として運用することが重要です。すべての学校で「学校安全衛生委員会」を開催しましょう。



みなさんの学校のとりくみや悩みをお知らせください。

宮城県教職員組合 〒981-8545 仙台市青葉区柏木一丁目2-45

TEL 022-234-4161 FAX 022-274-2130 E-mail miyakyoso@mtu.or.jp

宮教組 HP → <https://www.mtu.or.jp/> 「Mtu_Next」FB → <https://m.facebook.com/mtu.next/>

